公益財団法人千葉県警察育英会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人千葉県警察育英会(以下「育英会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 育英会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 育英会は、千葉県警察官の職務に協力援助して死亡し、又は身体障害を受けることとなった者の子及び千葉県警察職員で在職中死亡し、又は障害の状態となった者の子並びに千葉県内で犯罪行為により死亡し、又は身体障害を受けることとなった者の子で、学生、生徒、児童及び幼児のうち、経済的に学資の支弁が困難と認められるなどの理由がある者に対し奨学金を給付又は貸付し、もって有為の人材の育成を図るとともに教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 育英会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 育英奨学金の給付
- (2) 育英奨学金の貸付
- (3) 育英奨学に関する調査研究
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 育英会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で決議した財産は、育英会の基本財産とする。
- 2 基本財産は、育英会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 育英会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 育英会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認 を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 育英会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4 8条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残 額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 育英会に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3 分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財

産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が 評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を 除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定 する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、育英会の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する 費用の支払いをすることができる。

第5章 評 議 員 会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。
- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める 定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の 枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 評議員会で定める評議員会運営規則による。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第22条 育英会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 4名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と し、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 育英会の理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者 の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならな い。
- 4 育英会の監事には、育英会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに育英会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、育英会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、育英会の業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、育英会の業務及び 財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定員に足りなくなるときは、任期の終了 又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監 事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行 うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 育英会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回及び、毎事業年度開始前に1回 開催する。臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び事務局

(顧問)

- 第36条 育英会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会で選任した者を、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局の設置)

- 第37条 育英会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

- 第39条 育英会は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2 以上の議決により、他の一般社団及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、 事業の全部又は一部の譲受、譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 育英会は、基本財産の滅失による育英会の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消しに伴う贈与)

第41条 育英会が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 育英会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法 人等に該当する法人に贈与するものとする。

(贈与又は遺贈に係る株式又は出資の議決権の行使)

第43条 育英会が保有する株式(出資)については、その株式(出資)に係る議決権 を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上 の承認を要する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 育英会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第11章 補 則

(委任)

第45条 前条に定めるもののほか、この定款の施行について必要な細則は、理事会の 決議を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に 定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条 の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日 を事業年度の開始日とする。
- 3 育英会の最初の代表理事は、石井俊昭、業務執行理事は、井上敏夫とする。
- 4 育英会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小山三郎 榛澤芳雄 金谷典幸 松本晴代 鴻崎豊隆 屶網敏雄 田村哲子 弥吉逸朗

附則

この定款の一部改正は平成25年7月5日から施行する。